しあわせ信州
山々と育む　すこやかな国

長野県消費生活センター プレスリリース　令和８年（2026 年）７月 31 日

令和７年度消費生活相談の受付状況をとりまとめました

～不審な連絡などを含む「相談その他」の相談等が増加～

令和７年度に、県消費生活センターに寄せられた相談（苦情）件数は 4,621 件で、前年度比 83.7%と減少しました。商品・サービス別でも同様の傾向でしたが、商品・サービス上の分類が困難な「相談その他」の件数は増加、他に、「１回限りと思って購入したが複数回購入が条件だった」という定期購入は、対象商品の多様化傾向が見られます。

◎　令和７年度消費生活相談の主な特徴

１　年代別相談件数　60 歳以上の相談割合は全体の 41.6%（1,922 件　前年度比 81.8%）

２　商品・サービス別　不審電話、不審メールの相談などが含まれる「相談その他」のほか、「他の金融関連サービス」、「電報・固定電話」などに関する相談が増加。

「定期購入」に関しては、従来同様、特に通信販売の相談において一定の割合を占めているが、対象商品として、「ペット用品」、「履物」などこれまでは多くなかった品目の相談が増加。

３　販売購入方法別　通信販売に関する相談は全体の 36.7%（1,697 件　前年度比 84.8 %）

４　商品別投資　商品別投資に関する相談は微減（67 件　前年度比 98.5%）

５　架空請求　架空請求に関する相談は大きく減少（44 件　前年度比 44.0%）

６　県と市町村における相談件数合計　15,521 件（前年度比 111.3%　件数 1,582 件増加）

※　添付の表を含む本プレスリリースの全体版は「長野県消費生活情報」ＨＰに掲載しています。
https://www.nagano-shohi.net/

【参考】消費生活センターについて

消費生活センターでは、架空料金請求詐欺や悪質商法、事業者との買い物や契約でのトラブルなど、消費生活に関する様々な相談を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のためにお手伝いをしています。

県では消費生活センターを松本市内に設置しています。そのほか、全ての市町村が消費生活相談窓口を設置しており **消費者ホットライン 188（局番なし）**でお近くの相談窓口に繋がります。

相手を確認してから電話にでましょう！

☑在宅中でも留守番電話設定
☑迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用
☑ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

（問合せ先）
担当　消費生活センター　　吉澤
電話　：　0263-87-7270（直通）
FAX　：　0263-40-3701
E-mail　c-shohi@pref.nagano.lg.jp